

# 公共事業事前評価調書

[ 記入責任者職名 農村計画課長 荻野 憲一 ]

## 事業プロフィール

### 【事業概要】

ふりがな 事業名	のざき 野崎 地区 県営 農地整備事業(経営体育成型)
事業箇所	八代市鏡町野崎地内
事業担当課(室)	計画 : 農林水産部 農村計画課 (調査計画班 内線 5496 ) 実施 : 農林水産部 農地整備課 (農地資源班 内線 5457 )
事業期間	平成 25 年度 ~ 平成 32 年度 ( 8 年間 )
総事業費	647.0 百万円 (うち県費 178.0 百万円 )
事業内容	受益面積 A=164.4ha 排水路工L=6.0km、農道工L=1.3km、暗渠排水工A=12.5ha、客土工A=36.3ha 排水機場更新 1箇所(Q=1.7m <sup>3</sup> /s、φ900×4台(口径及び台数はアロケ分含む))
事業目的	本地区は低平な干拓地であり、梅雨期に度々湛水するため、イ草と水稲を主体とする農業経営が行われている。 このような中、農業情勢の変化に伴い、イ草に変わる畑作物の導入に取り組もうとしているが、地区内の排水路が土水路で水路底が浅く、田面との高低差が小さいため、農地は常に地下水位が高く、排水機場が設置後27年経過していることから老朽化による機能低下、堤防樋管からの漏水等により、湛水被害が発生することから、畑作物導入の阻害要因となっている。 このため、本事業により排水機場の更新及び排水路や暗渠排水、客土、農道を整備して、農地の高度利用化と農地の利用集積を図る。

### 【現況写真】



現況の土水路は法面崩壊があり、維持管理に多大な労力を要している



地下水位が高く、排水不良により畑作物の湛水被害が度々発生している



野崎排水機場は27年を経過して、建屋も老朽化し、海岸堤防吐出樋管から漏水がある

## 【 検討状況 】

技術的難易度	標準的な工法で実施可能
費用便益比	B/C = 1.70
事業比較  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">           事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む)         </div>	<p>本地区は低平地で地下水位が高いため、排水対策を行わなければ、高品質の畑作物を安定して栽培することができず、安定的な水田農業経営ができない。また、本事業により排水路や農道等の整備を行うことで作業効率が向上し、生産性の高い農地の確保と維持管理の軽減が図れ、農地の利用集積による担い手農家の農業経営規模拡大や減農薬栽培の「はちべえトマト」などの地域特産物の産地化を推進することが可能となる。</p>
関係法令等の手続きの把握・完了状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良法 今後実施予定(公表時の進捗状況に合わせて修正予定)</li> <li>・道路法 事前協議済み</li> <li>・文化財保護法 事前協議済み</li> <li>・海岸法事前協議済み</li> </ul>

## 【 周辺状況 】

関連事業	<p>国営八代平野地区かんがい排水事業          県営野崎地区震災対策農業水利施設整備事業(湛水防除事業)</p>
市町村、地元の状況	<p>八代市や地元において更なる農業振興を期待しており、近隣先行地区における収益性の向上やブランド化などの事業効果が発揮されていることから、本事業に対する地元の期待は大きい。</p>
説明会の開催状況と関係者の意向	<p>営農検討会及び事業推進委員会により、将来の地域農業について検討がなされ、合意形成が図られている。          また、事業内容について地元説明会を行い、合意形成を図っている。</p>

## 【環境影響】

### ① 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。 〔排水路にメダカが生息しており、水質汚濁の防止や水路の底張りを行わないことにより生育環境への影響を最小化する。〕	有
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。 〔渡り鳥のクロツラヘラサギが飛来する湿地・湖沼については整備は行わず、水質汚濁の防止や水路の底張りを行わないことにより環境への影響を最小化する。〕	有
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。	無

### ② 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。	無

### ③ 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	無
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。 〔工事施工に伴って発生する濁水が河川に流出しないよう、濁水処理に配慮する。〕	有
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。	無

### ④ 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。	無
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	無
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	無
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

## 事業評価表

### ①基礎的事項の評価:評点 I

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
基礎的事項	下記のすべての項目を満たすこと	60	○	60
地元推進体制の整備	①受益者に対する事業計画内容、負担金等の説明			
	②事業推進協議会、土地改良区又は関係市町村の事業推進体制			
	③営農推進組織の設置(生産基盤整備事業のみ)			
	④維持管理方法及び費用等に関する予定管理者との協議			
	⑤財産譲与を受ける体制			
環境	①田圃環境整備マスタープラン又は農村環境計画の策定			
	②地域環境情報会議の実施と、環境配慮の検討			
事業関係者、関係機関との協議、調整	①施設所有者、消防関係者、漁業者、NTT、JR、地元関係者等と調整			
	②文化財関係部局との調整			
	③河川管理者、道路管理者等との事前協議			
事業内容	①要綱・要領等に規定された事業内容、採択要件への適合			
	②受益地が農振農用地であることの確認			
	③地域、営農、流通上の一体的な受益設定			
	④関係法令、基準等への適合			
	⑤地形、地質、水利状況等からみた、技術的可能性			
他農業農村整備施策や生産調整との整合	①他の農業農村整備に関する施策との調整			
	②生産調整の達成状況(生産基盤整備事業のみ)			
必要性～計画の検討度	①すべての項目でE評価を満たすこと			
		60	評点 I 計	60

### ②必要性(重要性)、緊急性、事業効果(効率性)、計画の検討度の評価:評点 II

a=4点、b=3点、c=2点、d=1点、e=0点

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
必要性(重要性)	①農業、農村の発展等の観点からの必要性	4	c	2
	②各種計画への位置づけ(事業計画の位置付け)	4	b	3
	③事業の広域性(市町村合併支援)	4	d	1
	④地域の状況(過疎、振興山村、離島振興、半島振興、特定農山村の指定:特定地域振興)	4	d	1
	⑤受益者の熱意	4	b	3
	⑥農用地の有効利用による食料供給力の強化	4	a	4
		24	計	14

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
緊急性	①他の公共事業や施策(ソフト)との関連	4	c	2
	②他農業施策との関連	4	a	4
	③施設の老朽化による機能低下	4	a	4
	④周辺農地や宅地等への被害の可能性(防災事業対象)	0	該当なし	0
		12	計	10

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
事業効果(効率性)	①費用対効果の算定	4	a	4
	②事業完了後の営農計画の見込み(生産基盤整備事業のみ対象)	4	b	3
	③担い手への集積について(担い手育成型の事業のみ)	4	a	4
		12	計	11

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
計画の検討度	①コスト縮減の検討	4	d	1
	②事業費単価(該当事業のみ対象)	4	a	4
	③用地取得に係る権利関係の調整(該当事業のみ対象)	4	c	2
		12	計	7

項目数 15	評点計 42	/	配点計 60	*	40	=	評点 II 28
(必要性(重要性)～計画の検討度の評価:評点 II の配点40点)							

### ③総合評点

評点 I 60	+	評点 II 28	=	総合評点 88
------------	---	-------------	---	------------